

コーポレート・ガバナンス報告書

最終更新日:2025年1月31日

株式会社東日本地所

代表取締役社長 黒岩 主信

問合せ先 取締役経営管理本部長 山田 義夫

証券コード:139A

Tel 048-711-7371

<https://higashi-nihonjisho.com/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業経営の透明性及びコーポレート・ガバナンスの有効的機能が求められていること並びに業績の向上のみならず、経営の健全性、公正性、透明性等の確保が重要であることを認識しております。

具体的には、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制と当社の置かれた社会的立場を重視した公正・公明な経営システムを構築し、維持することを最重要課題としております。

また、適時適切な情報開示に努め経営の透明性を高め、ステークホルダーとの円滑な関係を構築するとともに、コンプライアンス体制の強化を図りながら意思決定と業務執行が適切に行われるよう、適正かつ効率的な取締役会の運営に努めてまいります。

コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるとともに、最適な企業組織の在り方を追求し、株主及び他の利害関係者の期待に応えてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
黒岩 主信	499,800	99.96
(株)And Do ホールディングス	100	0.02
(株)アイダ設計	100	0.02

支配株主名	黒岩 主信
-------	-------

親会社名	なし
------	----

3. 企業属性

上場市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	8月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定しております。公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することの無いよう対応しております。

また、関連当事者取引については、取引の際には取締役会の決議を得ることとしています。このような運営を実施することで、関連当事者取引は取締役会において適宜把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項 更新

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】 更新

定款上の取締役の員数	7名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係（1） 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
井出 隆	公認会計士										
松三 均	他の会社の出身者										

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係（2） 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井出 隆	—	2025年1月31日より当社取締役に就任。 JTP㈱社外取締役(監査等委員)であり、同社と当社との間に取引関係はありません。	井出隆氏は、公認会計士として専門性かつ広範な知識を有しており、公認会計士の目線で中立的な立場において、当社の経営に対する監督及び助言等をしていただくべく、当社の社外取締役に選任しております。
松三 均	—	2025年1月31日より当社取締役に就任。 大成ユーレック㈱非常勤顧問であり、同社と当社との間に取引関係はありません。	松三均氏は、建築に係る豊富な経験と広範な見識を有しており、建築の専門家として当社の企業価値向上に資すると判断し、当社の経営に対する監督及び助言等をいただくべく、当社の社外取締役に選任しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】 更新

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名以内
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は、内部統制システムの実効性を高めるため、内部統制に関する社内体制を強化するとともに、内部監査部門（経営企画部が担っていますが、業務執行から独立した形態を採用しています）が、当社各部署及び子会社に対する内部監査（会計監査、業務監査、組織制度監査等）を定期的に実施しております。監査対象は本社部門をはじめ全事業部門であります。期末までに翌期の内部監査計画書を策定して内部監査業務を展開しています。業務活動の効率性、違法性、社内規程等の順守に関する検証を行い、監査結果については内部監査報告書により社長及び監査役に報告しております。

また、必要に応じて指摘事項の是正措置の進行状況も確認しております。

当社は、2025年1月31日開催の臨時株主総会にてコーポレート・ガバナンス体制の強化を諮るため、監査役会設置会社へ変更いたしました。これにより、常勤監査役1名、社外監査役2名の3名の体制となりました。監査役会は、独立の立場から取締役の業務執行を監査することにより企業不祥事を防止し、健全で持続的な成長を確保することを基本責務と認識しております。監査役は取締役会・経営会議等の重要な意思決定会議へ出席し、付議事項の妥当性、手続きの適法性の確認をするとともに必要な意見を述べております。

また、計算書類等の監査については、内部監査規程に基づき会計監査人と会合を開催し情報を共有しております。さらに監査役は、監査上の必要性に従い、内部監査部門と緊密な連携を保ち内部監査の結果を活用しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	一

会社との関係（1） 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
唐澤 貴夫	弁護士													
小林 伸行	公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係（2）更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
唐澤 貴夫	一	2021年8月より当社監査役に就任しています。 兼子・岩松法律事務所に所属しており、同社と当社との間に取引関係はありません。	唐澤貴夫氏は、弁護士として豊富な経験を有し、当社を取り巻く経営環境や諸事情にも精通し、公正かつ中立的な立場において、適切な助言や監督をしていただくべく、当社の社外監査役に選任しております。同氏が所属しています法律事務所と当社には、取引等の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立した存在であると判断しております。
小林 伸行	一	2025年1月31日より当社監査役に就任。 翼監査法人代表社員に就任しており、同社と当社との間に取引関係はありません。	小林伸行氏は、公認会計士として培われた高度な専門知識・見識を有しております、当社の監査機能が強化できると判断し、公認会計士の目線で、当社の経営に対する監督及び助言等をいただくべく、当社の社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	0名
その他独立役員に関する事項	
該当事項はありません	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬等の総額について開示を行っております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2022年11月24日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年間総額200百万円以内、監査役の報酬限度額を年間総額30百万円以内とする旨の決議をいたしております。
--

【社外取締役・社外監査役のサポート体制】更新

(1) 社外取締役のサポート体制

2025年1月31日臨時株主総会にて、当社のコーポレート・ガバナンス体制を変更いたしました。これにより、新たに社外取締役2名を選任いたしました。

取締役会事務局である経営企画部より、資料及び議事録等を紙媒体又は電子メールにて送付しております。また、議案内容に関する説明等が求められた場合は、担当役員、担当部門長又は事務局が補佐しています。

(2) 社外監査役のサポート体制

2025年1月31日の臨時株主総会にて、当社のコーポレート・ガバナンス体制を変更いたしました。これにより、新たに社外監査役1名を選任し、常勤監査役1名を含めて3名体制といたしました。

取締役会事務局である経営企画部より、資料及び議事録等を紙媒体又は電子メールにて送付しております。また、議案内容に関する説明等が求められた場合は、担当役員、担当部門長又は事務局が補佐しています。

監査役が職務補助のために監査役スタッフを置くことを求めた場合には、援助するために必要な要員を配置します。又、その人事異動、人事考課、懲罰に関しては監査役会の同意を要することとしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

本報告書提出日現在の経営体制は、取締役の員数5名（うち社外取締役2名）、監査役の員数3名（うち社外監査役2名）となっています。なお、当社は各種委員会制度によるガバナンス体制は採用していません。

（1）取締役会

当社の取締役会は、当社グループ全体の視野に立ち経営の基本方針及び経営の重要な意思決定と業務執行を指揮監督する役割を担っております。取締役会規程に基づき定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜に臨時取締役会を開催しております。

（2）監査役会

当社は、2025年1月31日開催臨時株主総会にて定款変更し、常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成される監査役会設置会社へ変更しております。監査役は、客観的な立場から取締役の職務の執行を監視・検証し、取締役の職務の執行の妥当性、効率性を検証しております。

代表取締役と意見交換を行うとともに、内部監査部門（経営企画部）や会計監査人と連携を図りながら、各部門とのヒアリングや社内書類の閲覧等を行っております。なお、当社の監査役会は、取締役会上程議案に対しコンプライアンス及びガバナンスに對して意見具申を実施しております。

（3）経営会議

当社は、グループ間・事業部門間の連携を高め経営効率の向上を図るうえで、取締役会の補完機能として経営会議を開催しております。

経営方針や諸施策、事業運営にあたっての諸事項に関する報告・協議の機関として、当社の全取締役、常勤監査役、各事業責任者である各部長、主要部門長が出席する経営協議会を原則毎月2回としております。

（4）内部統制委員会及び内部統制

当社は、内部統制とリスク管理の重要性に鑑み、内部統制委員会を設置しております。

内部統制委員会は、財務報告の信頼性、法令の順守、業務の有効性及び資産の保全等を目的とする内部統制の状況を確認し、問題を発見した場合には、部門が適切かつ効率的に内部統制の運用に取組み是正措置を講じることとしております。

開催頻度は四半期に1回を原則としており、内部統制委員会では、コンプライアンスのほか情報セキュリティ、個人情報保護、内部者取引防止等、及び内部統制・リスク管理に関する情報共有を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、企業統治の基本的な体制として、取締役会が重要な経営事項の審議及び意思決定と経営の監督を行うほか、独立性を有する各監査役が各取締役の執行を監査する体制を構築しております。監査の実効性確保の観点からガバナンス機能を発揮させるためにも経営企画部門(内部監査担当)・会計監査人と連携し、業務執行の監視を行っています。

当社は、2025年1月31日開催の臨時株主総会にてコーポレート・ガバナンス体制の強化をいたしました。新たに社外取締役2名と社外監査役1名を選任し、取締役5名と監査役会設置会社として監査役3名体制としています。豊富な経験から経営課題に対する提言を行うとともに適宜取締役会の意思決定の適法性について意見を交わし、経営監督の実効性を高めております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の3週間前(11月5日)に発送しております。また、株主総会招集通知の発送に先立ち当社ホームページに掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期は8月のため、株主総会を11月下旬に開催しています。

2. IRに関する活動状況

補足説明	
IR 資料をホームページ掲載	(IRに関する URL) https://higashi-nihonjisho.com/ir/ (掲載している資料)決算短信、発行者情報・中間発行者情報、適時開示書類、株主総会招集通知、事業報告書、及び電子公告等
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部内に広報担当を設置しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス基本規程に明示しているコンプライアンス企業行動指針を実施要領として、ステークホルダーの立場の尊重について規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR活動は全社で取り組んでいくべきテーマと心得ています。社会福祉法人への寄付活動を毎年実施。当社の建築現場から排出される廃材等を分別し有価物の選別なども実施し、環境活動にも注力しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの皆様への企業内容の適時・適切な情報を開示するために企業情報の開示体制の整備に取り組んでまいります。情報の開示にあたっては、東京証券取引所の定める適時開示規則に準拠して重要事実を開示するほか、当該情報をすみやかに自社HPにも掲載いたします。またこのほか当社の判断により、当社をご理解いただくために有効と思われる情報についても、タイムリーに資料配布または自社HPに公開してまいります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムの基本方針は次のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス基本規程に基づき、取締役をはじめ全従業員の規範となるコンプライアンス企業行動指針を制定し、推進活動に係る基本事項を定めコンプライアンスの徹底をはかります。
- ② コンプライアンス担当役員を設置し、内部統制に係る仕組みづくりを内部統制担当部門（経営企画部）と協力し実施するよう図っています。
- ③ コンプライアンス委員会にて、企業活動に関する法令を洗い出し、リスク評価を行い予防措置、対処方法、是正手段を検討します。
- ④ 監査役により内部監査規程等関連規程に基づき、独立した立場から客観的な監査役監査を実施します。
- ⑤ 社外監査役2名を選任し、事業に関するアドバイス及び取締役等の業務遂行のモニタリングが実施される体制を整え、業務執行に関する監督の強化をはかります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存と管理に関する体制

- ① 株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書その他の職務の執行に係る文書等の情報は、取締役会規程及び文書管理規程に従い保存及び管理を行います。
- ② 情報セキュリティ管理規程を制定し、財務諸表の作成に資することはもとより、情報システムに関する電子情報全般の管理体制の確立をはかっています。また、個人情報保護規程を制定し、個人情報保護方針の周知と個人情報管理を徹底します。
- ③ マイナンバーに関しても安全管理体制の確保に努めます。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理規程
コンプライアンスリスク、与信リスク、建築品質リスク、及び安全衛生リスク等ビジネス活動において直面するリスクの特定、評価、対応を含めたリスクマネジメントを推進し、リスクに対応した基準やマニュアル等の策定を行います。その活動の概要は取締役会へ報告します。
- ② 株式等内部者取引（インサイダー取引）防止規程
社内情報管理の強化をはかるとともにインサイダー取引を未然に防止し、証券市場における信頼を確保することに努めます。
また、インサイダー取引防止のため役員及び従業員等への研修を実施します。
- ③ 反社会的取引防止規程
反社会的勢力との取引の防止に必要な社内体制や手続きについて定め、社会規範を尊重して良識ある企業活動を心がけます。
- ④ 危機管理規程
災害等（地震・火災・各種感染症の拡大・その他）に起因する緊急事態について、代表取締役を対策本部長として対策本部を設置して、各部署に委員を配置しています。また、首都圏直下型地震に備え、人命の安全確保及び事業の早期復旧（BCP計画）の取り組みに関するマニュアルの策定を目指します。
- ⑤ 個人情報保護規程
情報セキュリティ管理、秘密保持、情報漏洩リスク、及び情報セキュリティの全社的管理を実行します。

⑥ 関係会社管理規程

重要な契約の締結、重要な投資等は子会社からの要請により当社で内容を審議し、損失の危険の抑制をはかります。

⑦ 内部監査規程

内部監査担当部門（経営企画部）と監査役と連携して実施することにより、各部門での損失・棄損の拡大防止とリスクの低減をはかります。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会を毎月1回実施、業務の統制をはかるための調整機関である経営会議を月2回開催しています。これにより、業務の全般的執行方針及び重要な業務の実施等に関し、多面的な検討を経て決議・報告の上、適切に意思決定をはかります。
- ② 業務の効率的運用や責任体制の確立をはかるため、組織及び職務権限規程、業務分掌・職務権限基準を制定しています。
- ③ 年次利益計画に基づき、年次経営計画の策定及び各部門長方針を策定し、定めた方法により経営計画の進捗状況の確認、経営目標の達成度向上をはかり、又、経営環境の変化等により適宜経営計画の見直しをはかります。
- ④ 中期経営計画の策定し、これにより当社の経営の方向性を定めていくとともに企業価値の拡大をはかります。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス基本規程を全従業員（子会社の従業員含む）の規範とすべくコンプライアンス行動指針を制定し、全従業員がルールを順守し誠実かつ公正に業務遂行するようコンプライアンスの徹底をはかります。
- ② 各部門は、企業活動に関連する法令を洗い出し、リスク評価を実施し予防措置、対処方法、是正手段を検討します。
- ③ 企業取引の公正化をはかるため下請代金支払遅延防止法（下請法）、建設業法及び宅地建物取引業法等関連法令を順守します。
- ④ 秘密保持規程等により、営業秘密の漏洩防止をはかります。
- ⑤ 従業員等が法令順守上疑義のある行為等について、直接情報提供が行えるよう外部通報・社内通報規程に基づき相談・通報窓口を設置しています。
- ⑥ 内部監査機能を有する管理部門は、各部署の業務プロセス等を定期的に監査し、業務活動の有効性、適法性、及び社内規程の順守等に関する検証を行っています。監査結果や改善の要否は社長へ報告するとともに改善指導を行います。なお、経営企画部の監査は管理部が行います。
- ⑦ コンプライアンス担当部門、内部監査担当部門は、事業の推進にあたり監査役と連携し全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンスの問題の有無を調査・検討します。
- ⑧ 子会社は、コンプライアンスに係る諸規程を制定し、子会社の代表者及び各部門長は実行します。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社に対する統一的な管理事項を定めた関係会社管理規程を制定し、子会社管理部門は子会社が行う重要事項に関して承認基準を制定しこれに基づいて実行します。
子会社の取締役等は同規程及び取締役会規程に基づき毎月1回の取締役会において経営状況と今後の方針等を決議・報告します。
- ② 子会社は年次利益計画を立案し、これを当社の取締役会にて審議・決議することにより、子会社の取締役等の職務の実効性を高めます。子会社の取締役等は、経営

計画との乖離や齟齬が生じた場合、毎月の会議体や取締役会において、計画修正し職務遂行をはかります。

- ③ 子会社との取引については、基本契約や社内規程等に基づき市場価格によって適切に行います。
- ④ 子会社の従業員等が、法令順守上疑義のある行為について直接情報提供が行えるよう子会社においても当社の通報・相談窓口を使用させることとしています。

(7) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査役からの要請に基づき、監査役の職務を補助するために必要な要員は配置します。
- ② 監査役の職務を補助する使用人に対しては、当社の他の部署に属さないこととし独立した対応を確保します。
- ③ 監査役補助員の独立性は、取締役会の指揮命令には属さず、監査役補助員に対する人事異動・人事考課・その他の人事上の措置は、監査役の承認を得ます。
- ④ 監査役の職務を執行するうえで必要な費用は請求により会社は速やかに支払うものとします。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制

- ① 管理部門に属する内部監査担当者の内部監査の結果及び、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、安全衛生委員会等の活動状況について監査役に報告します。また、監査役が追加監査の必要性を認めたときは、追加監査の実施を求めることができます。
- ② 外部通報・社内通報規程に基づく通報・相談制度により、経営幹部等の不正が通報された場合は、速やかに監査役に報告します。又、通報した従業員等に対して解雇や降格等の不利益な取り扱いはしないことと個人情報保護を担保します。
- ③ 子会社・関係会社についても、当社の外部通報・社内通報規程に基づく通報・相談制度により、経営幹部等の不正が通報された場合は、速やかに監査役に報告します。又、通報制度を行った従業員等に対し解雇や降格等の不利益な取り扱いをしないことと個人情報保護は担保いたします。
- ④ 取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告いたします。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役が監査の実施にあたり、経営企画部の内部監査担当及び会計監査人と連携することができる体制を構築します。また、取締役会をはじめ重要な会議体に出席し、その場において意見及び説明を求めることができる体制を構築します。
- ② 監査役は会計監査人を監視及び監査手続等の検証し、会計監査人の独立性を確保するとともに会計監査人の監査報告について独自に報告を受けることができる体制を構築します。
- ③ 監査役は、社長並びに取締役、会計監査人との意思疎通をはかるために定期的に意見交換を開催することができる体制を構築します。
- ④ 稟議決裁手続規程に基づき申請される稟議書等は監査役の承認を得ることにします。
- ⑤ 監査役及び社外監査役は、監査役会を開催し、取締役会の開催前に審議議案の内容の妥当性を検証するものとします。

なお、前9項に係る社内規程、制度、マニュアル、及び手続等は各担当部門において継続的に見直し、必要に応じて改廃、制定、改善等行っています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

コンプライアンス行動指針にて反社会的勢力の排除を規定しているほか、反社会的取引防止規程並びに反社会的勢力対応マニュアルを制定し反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに警察当局等と連携し、事由の如何を問わず組織的に毅然とした態度をもって対応します。又、各種契約書等に反社会的勢力と判明した場合などに備え、必要な条項を挿入しています。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) 基本方針

当社は、投資家等への公正かつ適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを充分に認識しており、迅速、正確かつ公平な開示を投資者に対して行うとともに、法令及び取引所規則等を順守し、会社情報の公正な提供について真摯な姿勢で臨むこととしております。

(2) 適時開示の手続

当社グループにて、投資家の投資判断に影響を与えるような重要事実が発生しましたら、管理部等の関連部署が情報を集約し、情報取扱責任者(経営管理本部長)に報告します。同責任者はインサイダー取引防止規程に基づき情報を管理したのち、会社法・金融商品取引法などの関連法令及び東京証券取引所の有価証券上場規定に則り、迅速に開示を判断します。

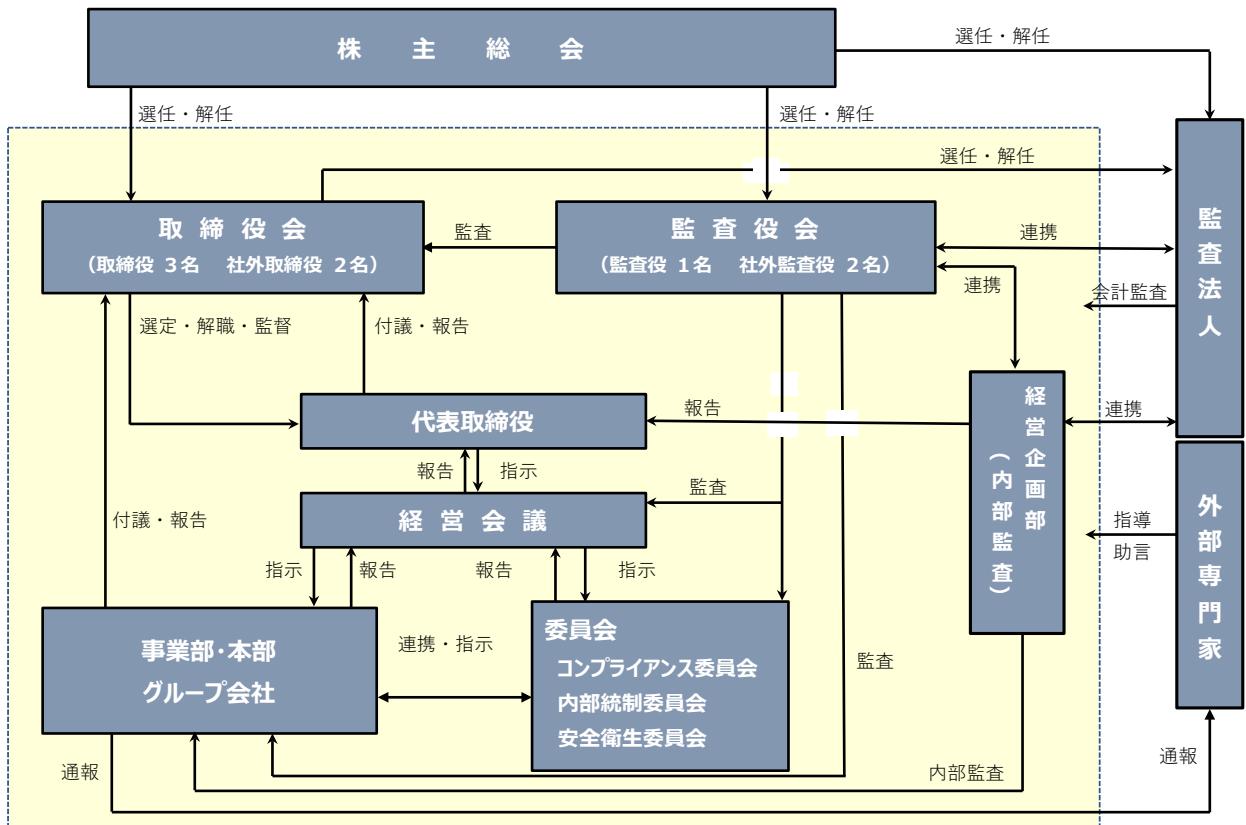
開示の判断に際して、情報取扱責任者は必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家の意見を聴取します。

(3) 開示方法に関して

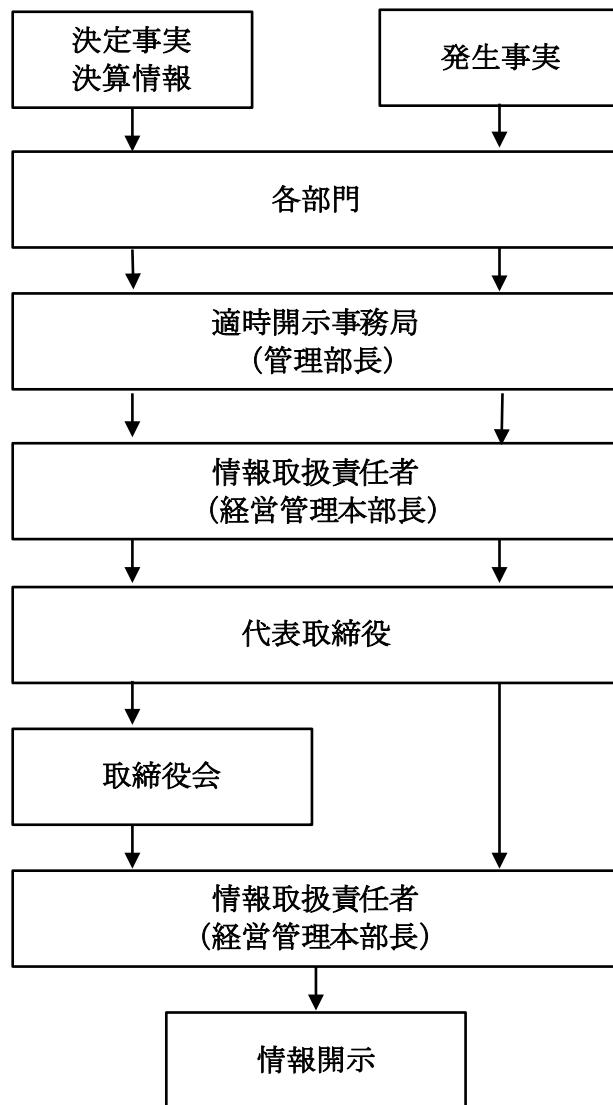
情報取扱責任者が開示の判断を示したら、管理部は東京証券取引所が指定する方法により適時開示を実施します。

コーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制は次の図のとおりです。

【模式図(参考資料)】 [更新](#)



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上